

衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 衛星放送受信対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の地上系によるテレビジョン放送が難視聴となっている地域においてNHKの衛星放送を受信することのできる設備を設置した者に対し助成金を交付する業務（以下「補助事業」という。）であって法人格を有する団体が行うものについて、補助事業に必要な経費の一部又は全部を補助することにより、衛星放送によって当該地域の難視聴世帯の解消促進を図ることを目的とする。

(補助対象経費等)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、補助事業を行う法人格を有する団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、団体に対して補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）の補助率、経費区分及び補助対象経費の内容は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、前

条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第3号による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第4号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6号による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、大臣の要求があったときは、補助事業の遂行及び収支の状況について、速やかに様式第7号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となった場合であって、大臣の承認を受けたときは、この限りでない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき補助金の額は、補助事業における補助対象経費の実績額と交付決定額のいずれか少ない額とする。
- 3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、次条第1項ただし書の規定により、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第8条第4項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは補助事業に係る指示その他適正化法又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 補助事業者は、大臣が前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の支払いを受けているときは、大臣の定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。
- 4 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント

の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(契約)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条及び次条において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、規則に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(間接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者が補助事業による助成金の交付を行うときは、助成金の交付対象者（以下この条において「間接補助事業者」という。）に対し、第6条、第10条、第15条及び第18条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項により間接補助事業者から財産処分による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第20条 この要綱に定める書類の提出部数は1通とする。

(その他必要な事項)

第21条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	経費区分	内 容
衛星放送受信対策事業にかかる経費	定額	衛星放送受信対策助成金	日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備の設置者に対し団体が交付する助成金の額
		事務費	事業の実施に附帯して必要な事務費

様式第1号（第4条関係）

番
平成 年 月 日

総務大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金交付申請書

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の額及び補助金交付申請額
補助対象経費の額 円
交付を受けようとする補助金の額 円

3 補助事業の経費の配分

経費区分	額
衛星放送受信対策助成金	円
事務費	円

（注）経費区分毎に、それぞれ積算内訳を添付すること。

- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
開始予定年月日 平成 年 月 日
完了予定年月日 平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第3項）の規定に基づき、下記のとおり（又は下記のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付決定額

円

3 補助事業の経費の配分

経費区分	額
衛星放送受信対策助成金	円
事務費	円

4 衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け総情上第80号。以下「交付要綱」という。）第9条の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、上記にかかわらず、補助金の額は別に通知するところによる。

5 衛星放送受信対策事業の実施に当たっては、交付要綱に定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第3号（第8条第1項関係）

番 号
平成 年 月 日

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業を変更したいので、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の計画の変更内容
- 2 計画の変更を必要とする理由
- 3 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 補助対象経費の額及び補助金交付申請額
変更前の補助対象経費の額 円
変更前の補助金交付決定額 円
変更後の補助対象経費の額 円
変更後の補助金交付申請額 円

5 補助事業の経費の配分

	経費区分	額
変更前	衛星放送受信対策助成金	円
	事務費	円
変更後	衛星放送受信対策助成金	円
	事務費	円

(注)経費区分毎に、変更前及び変更後のものを対比し、それぞれ積算内訳を添付すること。

番 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度衛星放送受信対策事業計画変更承認申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、適正化法第10条第4項の規定に基づき通知する。

記

1 変更承認後の補助事業の内容

2 補助金交付決定額

本変更承認前の交付決定額 円
本変更承認後の交付決定額 円

3 補助事業に係る経費の配分

経費区分	本変更承認前の配分	本変更承認後の配分
衛星放送受信対策助成金		
事務費		

4 補助事業の実施に当たっては、交付要綱に定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

様式第5号（第8条第4項関係）

番
平成 年 月 日 号

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業を中止（廃止）したいので、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

補助金交付決定額 円

既支出額 円

3 補助事業の再開の見通し

(1) 中止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(2) 完了予定日 平成 年 月 日

注1 記2の経費の既支出額について、内訳を添付すること。

注2 記3は補助事業を中止する場合のみ記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番
平成 年 月 日 号

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業に係る事故について、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 補助事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第7号（第10条関係）

番
平成 年 月 日 号

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業の実施状況について、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績概要
- 2 補助対象経費の区分別の実績概要

様式第8号（第12条関係）

番
平成 年 月 日 号

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知を受けた上記補助事業について、完了（廃止）しましたので、平成 年度における実績について、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の完了（廃止）年月日
平成 年 月 日

2 補助事業の内容及び成果

3 補助対象経費の実績額
円

4 補助対象経費の配分

経費区分	交付決定額	実績額	概算払額（累計）
衛星放送受信対策事業助成金	円	円	円
事務費	円	円	円

（注） 事業実績報告書には、事業の内容、期間その他必要と認められる事項を記載すること。

（添付書類）

- 1 助成金の実績額については、助成金の交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類を添付すること。
- 2 事務費の実績額については、実績額の明細一覧とともに経費支出に係る請求書又は同領収書の写し等の実績額の内容が確認できる資料を添付すること。

番 号
平成 年 月 日

殿

総務大臣 印

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので、同条の規定に基づき通知する。

記

1 補助金の確定額

円

2 補助対象経費の配分

経費区分	交付確定額
衛星放送受信対策事業助成金	円
事務費	円

様式第10号（第14条第2項関係）

番
平成 年 月 日

総務大臣 殿

住所
名称
代表者氏名 印

平成 年度衛星放送受信対策事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知（交付決定通知）
を受けた上記補助事業について、衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱第14条第
2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 精算（概算）払請求金額

円

2 請求金額の内訳
（精算払いの場合）

経費区分	交付決定額	確定額①	概算払い受領額②	差し引き請求（返還）額①－②
衛星放送受信対策事業助成金	円	円	円	円
事務費	円	円	円	円

（概算払いの場合）

経費区分	交付決定額①	前回までの概算払い受領額②	今回請求額③	残額①－②－③
衛星放送受信対策事業助成金	円	円	円	円
事務費	円	円	円	円

（注1）概算払いの場合は、上記事項の他、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

（注2）精算払いの場合における差引請求（返還）額が負の金額の場合には△印を付すこと。

衛星放送受信対策事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 交付の申請について

交付要綱第4条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 補助事業により団体が実施する助成金について

交付要綱第3条第2項による補助対象経費のうち衛星放送受信対策助成金は、団体が次により交付する助成金を対象とする。

(1) 助成対象設備について

助成措置は、次の各要件のいずれにも該当する衛星放送の受信設備を対象として行われるものであること。

ア. 当該受信設備が日本放送協会所属の地上系テレビジョン放送局から遠隔の地にあり、又は山間地等地形的条件により、当該放送の難視聴地域に設置された設備であること。

なお、「難視聴地域」については、次によること（平成23年7月24日までの間にあっては次の①及び②に該当し、平成23年7月25日以降は次の②に該当するものであること。）。

① アナログテレビジョン放送局の電界強度（地上4mの高さにおけるテレビジョン信号の同期信号波形の尖頭値により得られた値とする。）が次の基準に達しない地域

- ・ 90MHzから222MHzまでの周波数の電波を使用して行われる放送（VHF放送）の場合……0.5mV/m
- ・ 470MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用して行われる放送（UHF放送）の場合……3.0mV/m

② デジタルテレビジョン放送局の電界強度（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域

イ. この交付要綱施行の日以降に購入・設置された設備であること。

(2) 助成対象者について

ア. 助成金の交付対象となる者は、衛星放送の受信設備を設置した世帯とし、世帯以外の者は対象としないものであること。

ただし、複数の世帯が衛星放送を共同で受信するため、一つの衛星放送受信アンテナを共同で設置し各世帯の受信機器に接続するような場合（共同受信施設）は、当該施設の管理者。

イ. 上記アに掲げる共同受信施設で地上テレビジョン放送を良好に受信できる場合は、助成金の交付対象とはならないこと。

ウ. 既に衛星放送を受信している世帯は、助成金の交付対象とはならないこと。

(3) 助成金の額

ア. 助成金の額は、当該設備の設置に要した額に $1/4$ を乗じて得た額で、1世帯当たり2万5千円を限度とするものであること。

イ. 設備の設置に要した額は、アンテナ、チューナー（衛星放送受信チューナー内蔵型のテレビジョン受像器、録画機等を含む。）及びこれらに付属する設備の購入費、設計費並びに取付け工事費の合計額。

- 3 交付要綱第17条第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第12条の実績報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。